

所得税の還付申告をする方へ

所得税が戻る「還付申告」を1月から氏家税務署で受け付けています。郵送でも確定申告書の提出は可能です。

国税庁ホームページの「**確定申告書等作成コーナー**」をご利用いただくと、自宅などパソコンがある環境なら、確定申告書を作成することができます。画面の案内に従って金額等を入力するだけで、税額なども自動計算され、大変便利です。作成後は、印刷してすぐに提出することができますので、税務署で待つ必要もありません。（※郵送での提出も可能です。）ぜひ活用ください。

確定申告期間中（2月16日（火）～3月15日（火）※土日を除く）は大変込み合いますので、確定申告期間前の申告をお勧めします。

なお、市・県民税の申告期間は2月16日（火）からです。申告の詳しい受付日程などは、広報やいた2月号でお知らせします。

医療費控除

本人、または生計を一にする親族の医療費を支払ったとき、その一部が医療費控除の対象となる場合があります。

■対象となる医療費

- ①病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額
- 医師、歯科医師による診療（治療）代
 - 治療や療養のための医薬品購入費
 - 病院や診療所、介護老人保健施設、助産所に入院・入所するための費用
 - 治療のためのあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師などによる施術費
 - 保健師・看護師・准看護師・特に依頼した人に支払った療養（在宅を含む）上の世話の費用
 - 助産師による出産の介助料
 - 介護保険制度で提供された一定のサービスの対価の内、指定介護老人福祉施設におけるサービスの対価（介護費、食事）として支払った額の2分の1相当額、または一定の居宅サービスの自己負担額
- ②次のような費用で、診療や治療などを受けるために直接必要なもの
- 通院費用、入院の部屋代や食事代、医療器具の購入代や賃借料で通常必要なもの
 - 義手、義足、松葉づえ、義歯などの購入の費用

還付申告により所得税が戻る方とは…

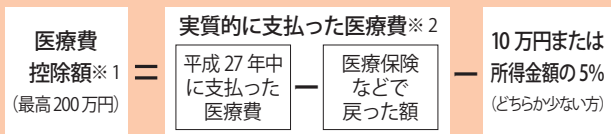
年末調整を受ける前に退職された方、年末調整で各種控除の申告ができなかった方、公的年金等の雑所得から源泉所得税を徴収されている方などは、各種控除の申告をすることにより、源泉徴収された所得税が戻る場合があります。申告する際は、源泉徴収票と各種必要書類をご用意ください。

問い合わせ／

- 所得税の申告・ホームページ利用に関すること
〒329-1393 さくら市氏家2431-1 氏家税務署
☎028（682）3311
- 市県民税の申告・特別徴収義務者一斉指定に関すること
市税務課 ☎（43）1115

- (3) 6カ月以上寝たきり状態で、おむつの使用が必要であると医師が認めた方のおむつ代
- ※控除を受ける方は、医師が発行した「おむつ使用証明書」と支出したおむつ代の領収書が必要です。なお、要介護認定を受けている方が2年目以降の申告をする場合、一定の要件に該当すれば「市が主治医意見書の内容を確認した書類」とおむつ代の領収書で申告できます。「市が主治医意見書の内容を確認した書類」については、市高齢対策課 ☎（43）3896へお問い合わせください。

医療費控除額の計算方法



※1 所得から医療費控除額を引いた額で税額が計算されるようになります。
※2 この金額が10万円、または所得税の5%を超える場合、療費控除を受けることができます。

- 必要書類（平成27年のもの）
- ①各人・病院・薬局ごとにまとめて集計した領収書、または証明書
- ※ご注意ください
- ・医療費控除を受けるためには、医師などが発行した領収書などが必要です。
- ・未払いの医療費は、実際に支払った年の医療費控除の対象となります。
- ②医療保険などで補てんされる金額の分かるもの

■必要書類

- ・社会保険料控除は、領収書または納付証明書
- ・生命保険料控除・地震保険料控除は、控除証明書

各種保険料控除

平成27年中に支払った健康保険料や公的年金保険料等の社会保険料および生命保険料・地震保険料が控除されます。※国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、年金から差し引きされている場合は差し引きされている方、口座振替の場合は口座名義人の方の控除対象となりますので、ご注意ください。

住宅借入金等特別控除

■平成27年分の申告について

住宅ローンなどを利用してマイホームを新築や購入・増改築したとき、次の主な要件にあてはまれば所得税の住宅借入金特別控除が受けられます。（初年度は確定申告が必要です。）

ただし、入居した年とその年の前後2年以内に、譲渡所得の課税の特例（3千万円の特別控除、買い換え、交換の特例など）の適用があるときは、この控除を受けることはできません。

なお1年目に確定申告をすると、2年目以降は年末調整などで控除が受けられます。

■主な要件（新築住宅の場合）

- ①住宅取得後6カ月以内に入居し、引き続き住んでいること
- ②控除を受ける年の所得金額が3千万円以下であること

ふるさと納税の制度改正について

変更点①

確定申告が不要な給与所得者等が、ふるさと納税先の自治体に申請することにより、確定申告をしなくても寄附金控除を受けられる「ワンストップ特例」制度が創設されました。

変更点②

個人住民税からの特例控除額の上限が、個人住民税所得割額の1割から2割に拡充されました。※所得税・住民税の基本分の控除もあるため、控除限度額が2倍になるということではありません。

- ③民間の金融機関や住宅金融公庫などの住宅ローンなどを利用していること
- ④返済期間が10年以上で、しかも月賦のように分割して返済すること

■必要書類（新築住宅の場合）

- ①住民票の写し
 - ②登記事項証明書（法務局発行）など
 - ③請負契約書、または売買契約書など
 - ④借入金の年末残高証明書
 - ⑤補助金の明細、住宅資金贈与を受けた方は金額のわかるもの（土地も取得された方は上記の②③の土地分の書類が必要です）
- ※新築以外の場合は、氏家税務署にお問い合わせください。

なお、以下の場合には申告が必要です。

- ・1月10日（日）までに寄附先の自治体へ申請書を提出できなかった方（※平成27年1～3月に寄附をしている方は申告が必要です。）
 - ・寄附先の自治体が5団体を超える方
 - ・別に控除申請をされる方、確定申告が必要な方
- ※ワンストップ特例を適用する場合、すべて翌年の住民税からの控除となるため、所得税からの還付等は発生しません。また、複数の自治体に寄附をしている場合には、おのおの自治体への申請書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

太陽光発電による電力の売却収入がある方

余剰電力の売却収入から減価償却等の必要経費（総発電量のうち売却した電力量の占める割合分）を引いた売電所得がある方は、還付申告の際にあわせて申告が必要となりますのでご注意ください。

また、売電所得が年間20万円を超える方、確定申告が必要な方も売電所得の申告が必要となります。※確定申告が必要な方の要件については、広報やいた2月号に掲載予定です。

事業主の皆さんへ

平成27年度から市・県民税が課税になる雇用主を含む従業員が3名以上いる事業所については、従業員の給与から市・県民税を天引きして納付いただく特別徴収義務者の事業所として、一斉指定しています。特別徴収できない

従業員がいる場合、給与支払報告書とあわせて「普通徴収への切替理由書」の提出が必要です。eL-TAXを利用される場合、「普通徴収」の欄へのチェックと摘要欄への切り替替理由の略号の記入が必要です。

青色申告者の皆さんへ

平成28年度（平成27年分）給与支払報告書の提出は2月1日（月）までとなっています。平成27年中に青色専従者に給与を支払われた方は、専従者の給与支払報告書

を市税務課まで提出してください。※源泉所得税が掛からない場合も提出が必要となりますので、ご注意ください。



矢板市商工会

安心リフォームやいた

建物の修理やリフォームはおまかせください

施工者は地元商工会員です

矢板市本町2-18 矢板市商工会内

新築・増築・改築・外構・ソーラー発電

お気軽に

ご連絡先

☎0287-44-1440



粗大ごみの出し方にご注意ください

可燃ごみの袋やコンテナに入らない大きさのごみは粗大ごみとなります。ごみステーションには出せないため、直接環境衛生センターに持ち込むか、訪問収集（有料）を依頼するなどして、処分をお願いします。

※以下の物をごみとして出す場合は、くらし安全環境課で無料回収しています。ご利用ください。

- ・家電（家電4品目を除く）、ガスコンロ、石油ストーブ
- ・自転車、スポーツ用品・ベビー用品（ベビーベッドを除く）

※訪問収集（有料）を依頼する場合は、シルバー人材センター ☎（43）6660、または、くらし安全環境課までお問い合わせください。

問い合わせ／くらし安全環境課 ☎（43）6755

●環境衛生センター（さくら市松島823）

☎028（682）5619

受入時間／

平日（※祝祭日を含む）

8：30～12：00、13：00～16：00

土曜 8：30～11：30

料金／10kgにつき150円

持ち込めないもの／

- ・家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、乾燥機）
- ・スプリング入りマットレス、ソファ、マッサージチェア
- ・自動車部品、農業資材
- ・コンクリート等ガレキ類、その他産業廃棄物



▲地図はこちらから

消費生活センターからのお知らせ

インターネットに関して、消費生活センターによくある相談についてお知らせしますので、ぜひ参考にしてください。

相談事例①

電気通信事業者の代理店等から「インターネット料金が今より安くなる」といった勧誘電話が頻繁にあり迷惑している。どうかできないものか？

→関心がない場合は、不要な旨を伝えてきっぱりと断りましょう。代理店名や担当者名を聞き、代理店を管理している電気通信会社に連絡するのも一つの手段です。

相談事例②

ネットオークションで落札した中古車が、納車後まもなくエンジンの不具合が発生した。入札時にはそのような情報が出ておらず、どうしたらよいか？

→中古車に限らず、ネットオークションは「現物・現状渡し」を前提としているケースが多く、不具合が発生した場合のアフターケアは期待できないことがほとんどです。事前に現物確認ができない場合はリスクを覚悟し、入札するか慎重に検討してください。入札前に気になる点は質問し、出品者から回答を得ておくこともトラブル回避に繋がります。

相談事例③

無料だと思ってアダルトサイトに接続し、年齢確認画面で「はい」をクリックしたところ「登録完了」と表示された。住所や氏名も業者に分かってしまうのか？

→事例の状態では、住所や氏名といった個人情報は伝わっていないと思われます。その後に、業者のたぐみな誘導によって個人情報を入力することや、不用意に電話やメールをすることは個人情報を聞き出される恐れがあるため、絶対にやめてください。

●マイナンバー制度をかたる不審な電話・詐欺には十分にご注意ください。

●消費生活に関する事で「おかしいな」「困ったな」と思ったときは、一人で悩まず、消費生活センターへ相談してください。

問い合わせ／市消費生活センター（くらし安全環境課内）☎（43）3621

市税等の納付はお済みですか

市では、市税等の収納について、新規滞納を増やさないよう、現年課税分の徴収を重点目標として、滞納整理を進めています。この収納率を向上させるため、副市長を本部長とする「市税収納対策推進本部」を設置し、全庁掲げての訪問納付指導を行います。

市職員が平成27年度の市税等未納の方のご自宅を訪問しますので、ご協力をお願いします。

訪問期間／1月21日（木）～29日（金）

問い合わせ／税務課 徴収班 ☎（43）1115

開催 次期環境施設説明会（ごみ処理施設）

塩谷広域行政組合が安沢地区に整備予定の次期環境施設（ごみ処理施設）についての説明会を開催します。

多くの皆様のご参加をお待ちしております。

日時／1月22日（金）19：00～

場所／矢板市文化会館 小ホール

内容／次期環境施設（ごみ処理施設）の整備について

問い合わせ／総務課 ☎（43）1113

開催 フェスタ in YAITA ～来て見て遊んで楽しんで～

矢板公民館と農村環境改善センターで学ぶ講座生の作品展とおいしい模擬店などの楽しいイベントが盛りだくさん！ぜひ遊びに来ませんか？

日時／1月30日（土）9：00～16：00

31日（日）9：00～15：00

内容／

日時	内容	場所
30日・31日	9：00～	市民講座作品展 文化会館 矢板公民館
	10：00～	図書館まつり 本の無料配布 図書館
	10：00～	体験教室（※有料）
31日	9：00～	囲碁大会（※有料） 受付8：30～9：00 矢板公民館
	10：00～	おいしい模擬店 作品即売会 （※売切れ次第終了）
	13：30～	演奏鑑賞会 矢板ウインドオーケストラ 特別演奏会

問い合わせ／矢板公民館 ☎（43）0469

開催 第37回片岡地区コミュニティ新春講演会

今年は「地域医療・福祉の充実に向けて」をテーマに、講演とパネルディスカッションを開催します。

日時／1月24日（日）14：00～16：30

場所／片岡公民館 コミュニティホール

内容／

- ①講演「介護保険制度と利用の仕方」（講師／県地域包括在宅介護支援センター協議会 浜野 修会長）
- ②パネルディスカッション「生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加」

問い合わせ／片岡公民館 ☎（48）0101

*月曜・祝日休館

募集 シルバーサポーター養成講座 ～あなたのセカンドライフを地域で～

シルバーサポーターとは、市内自治公民館で行われている介護予防教室等で、ボランティアとして活躍いただく方のことです。

現在、50～70代の方にご活躍いただいています。あなたも地域のボランティアとして活動してみませんか？

内容／全5回

	日時	テーマ・内容
①	2/5（金）	輝け、セカンドライフ（講師／佐野短期大学 教授 山田 昇）
②	2/16（火）	シルバーサポーターとは？～シルバーサポーターさんの体験談～
③	2/24（水）	9：30～11：30 自分の健康管理と介護予防①～運動の実技～
④	3/4（金）	
⑤	3月中	「いきいき体操教室」見学、体験～百聞は一見にしかず！まずは活動を見てみましょう～*各地域の公民館に行き、シルバーサポーターさんの活動を見学、体験します。

定員／20人程度

申込方法／

1月22日（金）までに電話でお申し込みください。

申込・問い合わせ／高齢対策課 ☎（43）3896

開催 文化協会所属写真部 第7回合同作品展

市内で活動している写真団体「四方山」「道草会」「矢板フォトクラブ」による合同写真展が行われます。

約70点の作品を展示しますので、ぜひご覧ください。

日時／

1月24日（日）～2月7日（日）10：00～16：00

※最終日は15：00で終了します。

場所／郷土資料館 多目的ホール

観覧料／無料

問い合わせ／郷土資料館 ☎（43）0423

*月曜休館

葬儀プラン19万円～

家族葬専門 矢板ホール

一般葬・家族葬 椿の花斎苑

○場所は、「矢板インター」近くで便利!!
○料金は、わかりやすく安心価格!!
○別棟の2つのホール!!

小さな葬儀社
お見積、ご相談お気軽にどうぞ♥
矢板市片岡1913-25 ☎0287-48-6785 (365日24時間対応)

〈主な相談事〉

○親族がいなくても葬儀ができますか？
（大丈夫です。すべてお任せください）

○一般葬もできますか？
（はい、椿の花斎苑は一般葬もできます）

○お寺が決まっていないのでどうしたらいいですか？
（ご紹介できます）

一期一会を大切に 小さな葬儀社

家族葬ホール 矢板ホール
ゆったりホール 椿の花斎苑

もしもの時、ご心配な時は、いつでもお電話ください
☎0287（48）6785（365日24時間対応）

市で行っている広聴事業について紹介します

市では、市民の皆さんからご意見やご提案をいただき、よりよい市政運営を行うために、さまざまな広聴事業を行っています。ぜひ、ご利用ください。

●市民懇談会

まちづくりに関する課題などについて、市長と直接意見交換を行うことができます。

●やいた未来づくり座談会

市民の皆さんからの要望を受けて開催します。市民の皆さんが決めたテーマに沿って、市長と意見交換を行うことができます。（※事前に申請が必要です。）

●市長への手紙

専用用紙を投函することで、市長に意見を届けることができます。専用用紙は、矢板・泉・片岡公民館、図書館、きずな館、生涯学習館、上下水道事務所、市民課窓口を設置しています。

●市政へのご意見

市ホームページトップ画面の「市長の部屋」から「市政へのご意見」を選択し、専用メールフォームより意見を送ることができます。

問い合わせ／秘書広報課 ☎（43）3764

HP <http://www.city.yaita.tochigi.jp/>

募集 平成28年度 市ホームページのバナー広告

市では、財源確保と財政健全に資することを目的として、市ホームページのバナー広告を実施しています。この度、平成28年度分の広告を募集します。

申込開始日／2月1日（月）

対象／事業所・企業（市内外問わず）

掲載料／1枠につき月額 15,000円

規格／

1枠の規格は以下のとおり

- ・画素／高さ（縦）50ピクセル×幅（横）180ピクセル
- ・容量／10キロバイト以内（JPEGまたはGIFファイル）
- ・掲載数／トップページ下段に横5枠表示

掲載期間／4月1日（金）～平成29年3月31日（金）

※申し込みは1カ月単位

掲載できない広告／

- ・政治活動、選挙活動、宗教活動、個人の宣伝に係るもの
- ・公序良俗に反する、または反するおそれのあるもの
- ・風俗営業、消費者金融、商品先物取引 など

そのほか／

- ・市ホームページの月平均アクセス数は約33,000です。
- ・申込方法などについては、市ホームページをご覧ください。

申込・問い合わせ／秘書広報課 ☎（43）3764

HP <http://www.city.yaita.tochigi.jp/>

開催 第31回 やいたみんなのつどい

第31回やいたみんなのつどいの講演会に、講師として長渕悦子さん（女優 志穂美悦子さん）をお迎えすることになりました。ぜひご来場ください。

日時／3月12日（土）13：00～

場所／矢板市文化会館 小ホール

内容／式典、講演会等

そのほか／入場無料

問い合わせ／

やいたみんなのつどい実行委員会事務局（生涯学習課内）

☎（43）6218 FAX（43）4436

開催 平成28年度生涯学習館体育室 定期使用団体日程調整会議

平成28年4月から平成29年3月までの間に、定期使用を希望する団体の日程調整会議を行います。使用を希望する団体はご出席ください。

日時／2月9日（火）18：00～

場所／生涯学習館2階 研修室2

問い合わせ／生涯学習課 ☎（43）6218

プレミアム付き 共通商品券

≡ 使用期限 ≡
平成28年 1月31日まで



平成27年9月1日から販売いたしましたプレミアム付き商品券「つつじの郷やいた共通商品券」はご利用いただけましたでしょうか？
お手元にお持ちの方は、平成28年1月31日までに取扱店にてご利用ください。
お問い合わせ／矢板市商工会 ☎（43）0272